



## スーパー定期預金 【フクシ定期】

令和2年4月1日現在

1. 商品名 対象定期預金	スーパー定期預金 フクシ定期 ・自由金利型定期預金（M型）（単利型）で運用いたします。
2. 販売対象  【国民年金関係】  【厚生年金関係】 （船員保険を含む） 【共済年金関係】 【各種手当】  【その他】	下記の年金、手当等の支給を受けている方に限りご利用いただけます。尚、ご利用の際は確認のため年金証書等をご提示いただきます。 ・障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者、寡婦年金受給者、老齢福祉年金受給者、障害年金受給者、母子年金受給者、準母子年金受給者、遺児年金受給者 ・障害年金受給者、遺族年金受給者、老齢特別給付金受給者、通算遺族年金受給者、特例遺族年金受給者、 ・障害年金受給者、遺族年金受給者、通算遺族年金受給者、 ・児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、障害児福祉手当受給者、特別障害者手当受給者、福祉手当受給者、医療特別手当受給者、特別手当受給者、健康管理手当受給者、保険手当受給者、 ・傷病年金受給者、特別傷病恩給受給者、扶助料受給者、傷病者遺族特別年金受給者 等
3. 期間	・定型方式1年 （但し、満期日休日による期日指定可） ・証書式・通帳式での取扱い（総合口座での取扱いは不可） ・自動継続（元金継続、元利継続）での取扱いは出来ません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・500万円以内（1先500万円限度） （「シニアS」と併用の場合は、合算して1,000万円以内） ・1円単位
5. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払い方法 (3) 付利単位	・年利 0.20% ・満期日以後の利息は、払出日又は継続日の普通預金利率によって計算します。 ・満期日以後、一括支払いします。 ・1円（日割計算）
6. 税金	・個人：分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （国税15.315%、地方税5%） 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため。  但しマル優適用分を除きます。
7. 手数料	_____
8. 付加できる 特約事項	・個人：マル優のお取り扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱	・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率（小数点第4位以下切り捨て）及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した利息とともに支払います。  預入日から預入日の1年後の応答日の前日までの日を満期日とした預金 （A）6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金利率 （B）6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

10. 金利情報の 入手方法	・窓口へご照会ください。	
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。
	紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> <li>・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> </ul>	